

令和元年  
(2019年)

冬号

# 大津・南部の農業

## ●発行●

滋賀県大津・南部農業農村  
振興事務所農産普及課  
草津市草津三丁目14-75  
TEL 077-567-5421～5423  
FAX 077-562-8144  
メールアドレス  
ga35@pref.shiga.lg.jp  
Facebook  
<https://www.facebook.com/facetoagri.o.n/>

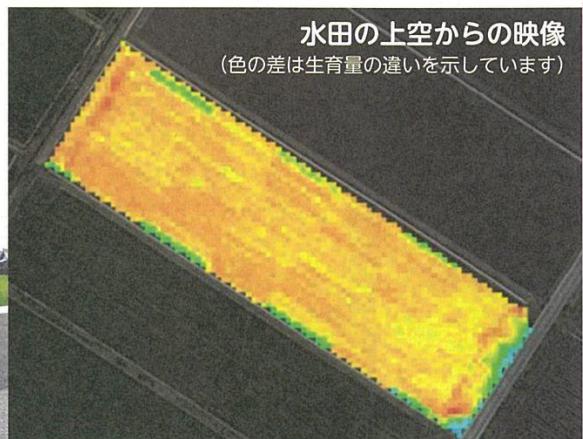
発行責任者 山本 孝司

この印刷物は古紙/パルプを配合しています

## 気候変動に適応した米づくり



撮影用のドローン



診断画像の例 (提供: フームアイ株式会社)

県内の米づくりにおいては、「緩効性肥料」を活用した「全量基肥施用栽培」が広く普及し、省力化に加えて、収量や品質の安定化が図られてきました。

しかし、近年、稻作期間中、特に7～8月の気温が想定外の高温となる年が多く、水稻の生育後半（米が稔る時期）の栄養不足が原因のひとつと考えられる収量や品質の低下がみられるようになってきました。

今後もこのような高温年が多くなると予測されることから、「全量基肥施用栽培」においても、臨時の追肥施用が必要となる場合が出てくると想定されます。

そこで、県では、ドローンを活用し、水田を撮影することにより、生育状況を効率的かつ客観的に把握し、追肥の要否を判断するとともに、その情報を迅速に伝達する体制づくりに向け、「気候変動適応技術実践サポート事業」に本年度から取り組んでいます。

管内では、草津市の農業者の協力のもと、7月上旬に「全量基肥施用栽培」の水田33筆について撮影を行いました。

画像診断の結果、臨時の追肥施用は必要ないと診断され、同様の取組を実施した県内の他地域においても同じ結果となりました。

作業性や資材コストを考慮した上で、今後も引き続き、撮影（診断）の時期や気象データ（予報）の活用等による的確な判断と農業者の皆様への効率的な情報伝達体制の確立を目指します。

# 新規就農相談者の現状と関係機関連携による就農支援

## 1. 新規就農相談の現状

管内の農業就業人口は、2000年から2015年の間に約半分となり、高齢化も顕著に進んでいます。一方で、新規就農を希望する相談者は、社会情勢や国の施策により急増しています。

近年、管内で「農業をしたい」と相談にこられる方は、毎年30名を超えており、のべの相談回数も年間100件近くになっています。一方で、実際に就農された相談者は、10名程度に留まっています。

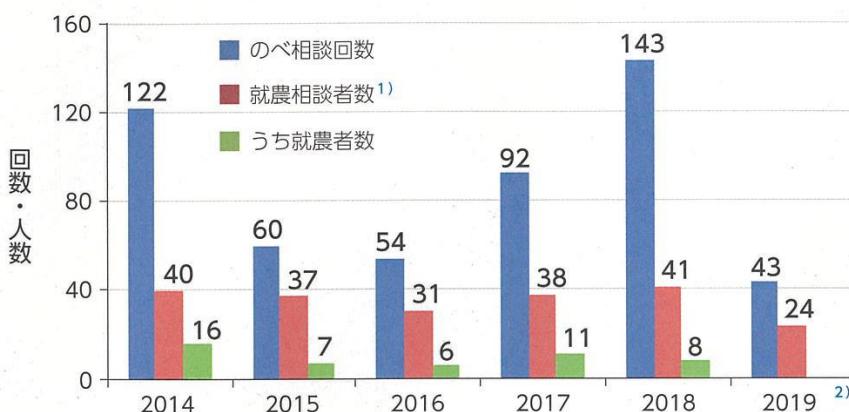


図 新規就農に関する相談の状況

注1) 就農相談者数は年度間の重複あり 注2) 2019年は9/20時点での、のべ相談回数・相談者数

## 2. 新規就農相談者の困りごととその支援

当管内の新規就農相談者の特徴として、非農家出身者の相談が多く、大半が施設野菜の栽培を希望されます。相談者の就農準備状況は様々ですが、就農に向け、概ね以下の3つの課題を抱えています。

- ①農地の確保 … 条件に合った農地の確保が難しい。
- ②技術の習得 … 本格的な農業の研修を受けたことがない。
- ③資金の準備 … ハウス等の建設資金、運転資金、生活資金等が十分に確保できていない。

これらの課題に対し、当課では、市・JA等の関係機関と連携し、相談者の「どのような農業経営を行いたいか」という意思を尊重しつつ、相談者が自分自身で課題を克服できるように相談活動を行い、上記①～③の課題を解決し、安定した経営が実践できるよう、営農開始以降も、栽培技術習得の支援等を行っています。

## 3. 地域の協力も重要

農業の担い手不足は食料生産だけでなく、地域の農地荒廃や生活環境にも影響を及ぼす課題です。地域として新たな人材を受け入れ、育てる雰囲気づくりも必要です。

# 農を守る「外国からの人材」が活躍しています。

担い手への農地集積が進む中、管内でも規模拡大により雇用労力の必要性を実感されている農業者が増えています。しかし農業分野への参入者は少なく、「求人を出しても応募がない」、「雇用しても、すぐに退職してしまう」などの例も見られます。このような中、外国人雇用が注目されています。現在、農業分野では、「外国人技能実習制度」または「特定技能制度」により外国人材の活用が可能となっています。



管内の技能実習生

## 1. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力する制度で、技能実習法（平成28年法律第89号）が平成29年11月に施行されたことに伴い、その内容が大きく改正されました。実習生は受入れ側の実績に応じて3年から5年間の在留が認められています。

### ○実習生を受入れるために

農業分野での実習生の受入れは、一般的に監理団体を通して行われます。受入れにあたっては実習生を仲介する監理団体への登録、事務手数料、保険料、実習生の渡航費等で一定程度の費用を負担する必要があります。

## 2. 特定技能制度

平成31年4月に創設された制度で、3年間の技能実習を修了するなどで、相当程度の知識または経験が認められる外国人は、就労目的での在留が認められています。現在、この制度を活用した農業分野での雇用事例は全国的にもほとんどありませんが、技能実習を修了した優秀な人材を引き続き雇用しつづけることができます。

制度	技能実習制度			特定技能制度
	1号	2号	3号 <sup>1)</sup>	
認定の条件	一	1号の修了	2号の修了	一定以上の知識・技能
在留資格	技能実習（実習目的）			「特定技能1号」（就労目的）
実習期間等	1年目	2～3年目	4～5年目	5年（在留期間）
雇用人数の上限 <sup>2)</sup>	3名 のべ9名	3名	3名	上限無し

注1) 技能実習3号は、受入れ団体および事業者の実績に応じて認められる。

注2) 常勤の従業員数が30名以下の事業者の場合。

### <相談窓口について>

本年度から、外国人材の採用に関する県内企業向けの相談窓口として、「外国人材受入サポートセンター」が開設されました。専門知識を持つ相談員（行政書士等）が無料で相談に応じ、訪問相談や出張相談会、セミナー等も実施しています。

#### 滋賀県外国人材受入サポートセンター

〒520-0043 大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル7階

電話 077-523-7660 FAX 077-523-7666

ホームページ <http://shiga-gsc.com/>

# この冬、「土づくり」を見直してみませんか?

野菜や花を元気にして、長く収穫するためには土づくりが欠かせません。この冬、ほ場の土の状態を確認して、作物が良く育つ「土づくり」に取り組みましょう。

	物理性 やわらかい土、排水性や保水力が適切。
良い土の条件	化学性 作物の生育に、適度な養分と適切なpH。
	生物性 有機物を適度に含み、土壤微生物が活発。

## 1. 土の見分け方

親指と人差し指の間に少量の土壤をとり、こすり合わせることで土の性質を判定することができます。一般に、砂と粘土が適度に含まれた土壤は、作物が育てやすいといわれています。

砂と粘土の割合	簡易的な判定法	物理性		化学性
		水もち	水はけ	肥もち
砂が多い	固められない	×	◎	×
↔	固められるが棒にはできない	○	○	○
	鉛筆位の太さにできる	○	○	○
↓	マッチ棒位の太さにできる	○	○	○
	コヨリのように細長くできる	○	×	○
		土の性質 ◎良い ○普通 ×悪い		

## 2. 堆肥の利用

砂や粘土に極端に偏った土であっても、堆肥を施用することで、作物が育ちやすい土に改善することができます。

### 1) 堆肥の種類と使用方法

市販されている堆肥には、バーカ堆肥、牛糞堆肥などがあります。これらは、物理性の改善効果が優れ、土をフカフカにします。鶏糞は、物理性の改善効果はありませんが、肥料分を多く含むため有機質肥料として使用するようにしましょう。

土づくりをする場合の堆肥の施用量は1m<sup>2</sup>あたり2~3kgが目安で、1年間に1~2回、継続して入れるようにしましょう。

### 2) 堆肥の熟度

堆肥は植物残渣や家畜糞などを発酵させたものです。市販の堆肥には発酵の進んだ完熟堆肥と未熟な堆肥があります。特徴を把握し、効果的に使いましょう。

完熟堆肥は、原料の形が残っておらず、黒褐色でアンモニア臭がしません。作付直前に施用しても作物にほとんど害がありません。

未熟な堆肥は、微生物の活性を高め、土をやわらかくする効果が高いのが特徴です。しかし、施用後、すぐに作付けすると、生育不良や根傷みを起こすことがあるので、作付けの1か月以上前に施用し、耕うんして十分に土と混ぜておくようにしましょう。